## 【別表―2】下水道法及び三原市下水道条例による水質規制について

規制の概要	根拠条文	規制の手段	対象となるもの	下水排除基準	水質項目	備  考
下水道施設保護の	法第 12 条	除害施設の設置等	処理及び排水区域内の全ての事業所	法 12 条第 1 項により,条例第 8 条	温度、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質	1日当りの平均的な下水の量が 50 ㎡未満のときは,
ための水質規制				で規定	含有量(鉱油類,動植物油脂類),よう素	適用しない[条例第8条第2項,施行規則第10条第1項]
					消費量	分流式の雨水管にも適用される
放流水の水質保全	法第 12 条の 2	直罰適用による	有害物質を扱う特定事業場	法 12条の2第1項,令第9条の4	処理困難な物質	上乗せ条例により排除基準が定められた場合,その排除基準
のための水質規制		下水の排除の制限	(排水量による区分けなし)	で規定	有害物質【34項目】	の数値とする
			日平均排水量が 50 ㎡以上の	法第12条の2第1項,令第9条の4	処理困難な物質	上乗せ条例による数値を下水排除基準とする。上乗せ条例に
			特定事業場	で規定	有害物質【34項目】	よる裾切の縮小あり
			処		処理可能な物質	
			理		環境項目等【6項目】	
				法第12条の2第3項,令第9条の5	処理可能な物質	上乗せ条例により,アンモニア性窒素等,亜硝酸性窒素及び硝酸性
			K I	により、条例第9条で規定	有害物質:アンモニア性窒素,亜硝酸性窒素	窒素含有量は3.8倍を,窒素含有量及びりん 含有量は2倍
			域		及び硝酸性窒素含有量	を乗じて得た数値を排除基準とすることができる
			内		環境項目等:水素イオン濃度 (pH),ノル	
			0		マルヘキサン抽出物質、生物化学的酸素	
			事		要求量(BOD),浮遊物質量(SS),窒素	
			業		含有量,りん含有量	
	法第 12 条の 11	除害施設の設置等	場 法第 12条の2の適用を受けない	法第 12 条の 11 第 1 項,令第 9 条	よう素消費量以外の項目【42項目】	温度,水素イオン濃度,生物化学的酸素要求量,浮遊物質量を
			下水を排出する特定事業場及び	の 10, 令第 9 条の 11 により, 条例		除き, 上乗せ条例が定められている場合,処理困難物質は
			非特定事業場	第 10 条で規定		その排除基準の数値とし,処理可能な物質は温度,水素イオン
						濃度,生物化学的酸素要求量,浮遊物質量を除き最も厳しい
						値としてその数値を排除基準とすることができる
						(備考 5, 6, 7)

## 備考

- 1 法とは下水道法,令とは下水道法施行令を示す。
- 2 直罰とは、法第46条の2の規定により排水基準違反を行ったものに対し、行政庁の命令を待つことなく直ちに処罰の対象とするもの。
- 3 特定事業場とは、原則として水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場。
- 4 温泉を使用しない旅館業は、排除の制限の適用を除外する。
- 5 窒素含有量, りん含有量についての排水基準が放流水に適用され, かつ上乗せ条例が定められている場合には, 最も厳しいものとしてその 2 倍までの数値を下水排除基準とすることができる。
- 6 アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について上乗せ基準が定められている場合には、最も厳しいものとしてその3.8倍の数値までを下水排除基準とすることができる。
- 7 ダイオキシン類についての排水基準が終末処理場の放流水に定められている場合のみ、除害施設の設置等に係る排除基準を定めることができる。